

令和7年度 第1回 市川市国民健康保険運営協議会

令和7年7月10日
国 保 年 金 課

【議題】

1. 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
○軽減判定所得の引上げについて（報告）
2. 令和6年度 事業報告
3. その他

1. 報告事項

低所得者の国民健康保険税の課税にあたり、均等割額と平等割額を 5 割または 2 割軽減するための判定基準となる所得額を令和 7 年 4 月 1 日から引上げたことについて報告するものです。

2. 軽減制度の概要

国民健康保険に加入する被保険者は、所得の有無に関わらず保険税が賦課されるため、低所得者にとっては負担が重くなっています。

そこで、低所得者の保険税負担を抑えるため、一定の条件を満たす場合に均等割額及び平等割額を所得額に応じて 7 割、5 割、2 割減額しています。

3. 判定所得引上げの理由・経緯

国は「低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについては、例年、消費者物価など経済動向を踏まえて見直しの必要性を検討している。」としており、令和 7 年度からの軽減判定所得について「地方税法施行令の一部を改正する政令」（令和 7 年 3 月 31 日公布）が公布されたことから本市も同様の改正を行ったものです。

4. 改正の内容

令和6年度と令和7年度の軽減判定基準額は以下の通りです。

5割軽減が 29万5千円 → 30万5千円（+1万円）

2割軽減が 54万5千円 → 56万円（+1万5千円）に引き上げられています。

軽減割合	令和6年度	令和7年度
7割	43万+10万 ×（給与所得者等の数－1）以下	43万+10万 ×（給与所得者等の数－1）以下
5割	43万円+ 29万5千円 ×被保険者数+10万 ×（給与所得者等の数－1）以下	43万円+ 30万5千円 ×被保険者数+10万 ×（給与所得者等の数－1）以下
2割	43万円+ 54万5千円 ×被保険者数+10万 ×（給与所得者等の数－1）以下	43万円+ 56万円 ×被保険者数+10万 ×（給与所得者等の数－1）以下

5. 軽減判定所得引き上げによる影響

令和6年度の課税状況（被保険者の所得状況等）を用いた試算では、5割軽減と2割軽減の合計で対象世帯数が170世帯、軽減額が494万円の増加となっています。

なお、軽減された税額については、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1を負担しています。

軽減割合	対象	改正前	改正後	増減
7割	世帯数	15,866世帯	15,866世帯	0世帯
	軽減額	5億7,413万円	5億7,413万円	0円
5割	世帯数	6,081世帯	6,239世帯	+158世帯
	軽減額	1億8,478万円	1億8,967万円	+489万円
2割	世帯数	5,377世帯	5,389世帯	+12世帯
	軽減額	7,213万円	7,218万円	+5万円
合計	世帯数	27,324世帯	27,494世帯	+170世帯
	軽減額	8億3,104万円	8億3,598万円	+494万円

- 2割軽減→5割軽減世帯
+158世帯
- 一般世帯→2割軽減世帯
(新たな軽減対象世帯)
+170世帯

1. 市川市国民健康保険運営協議会の開催実績

令和6年度は2回の会議を開催しました。

第1回 令和6年7月8日（月）午後1時30分～

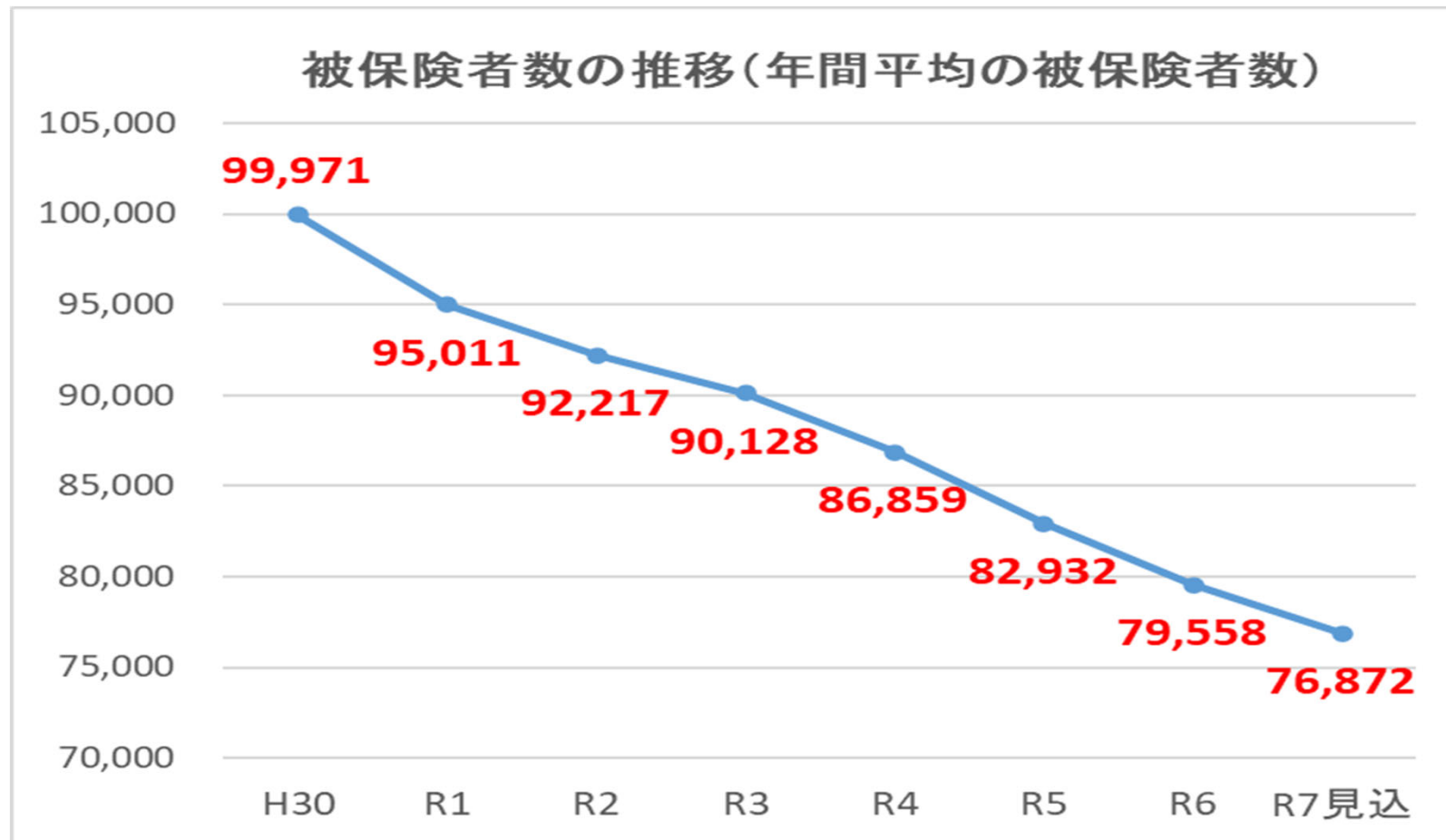
- (1) 市川市国民健康保険税条例の一部改正について（報告）
 - 軽減判定所得の引き上げについて
- (2) 令和5年度事業報告

第2回 令和7年2月7日（月）午後1時30分～

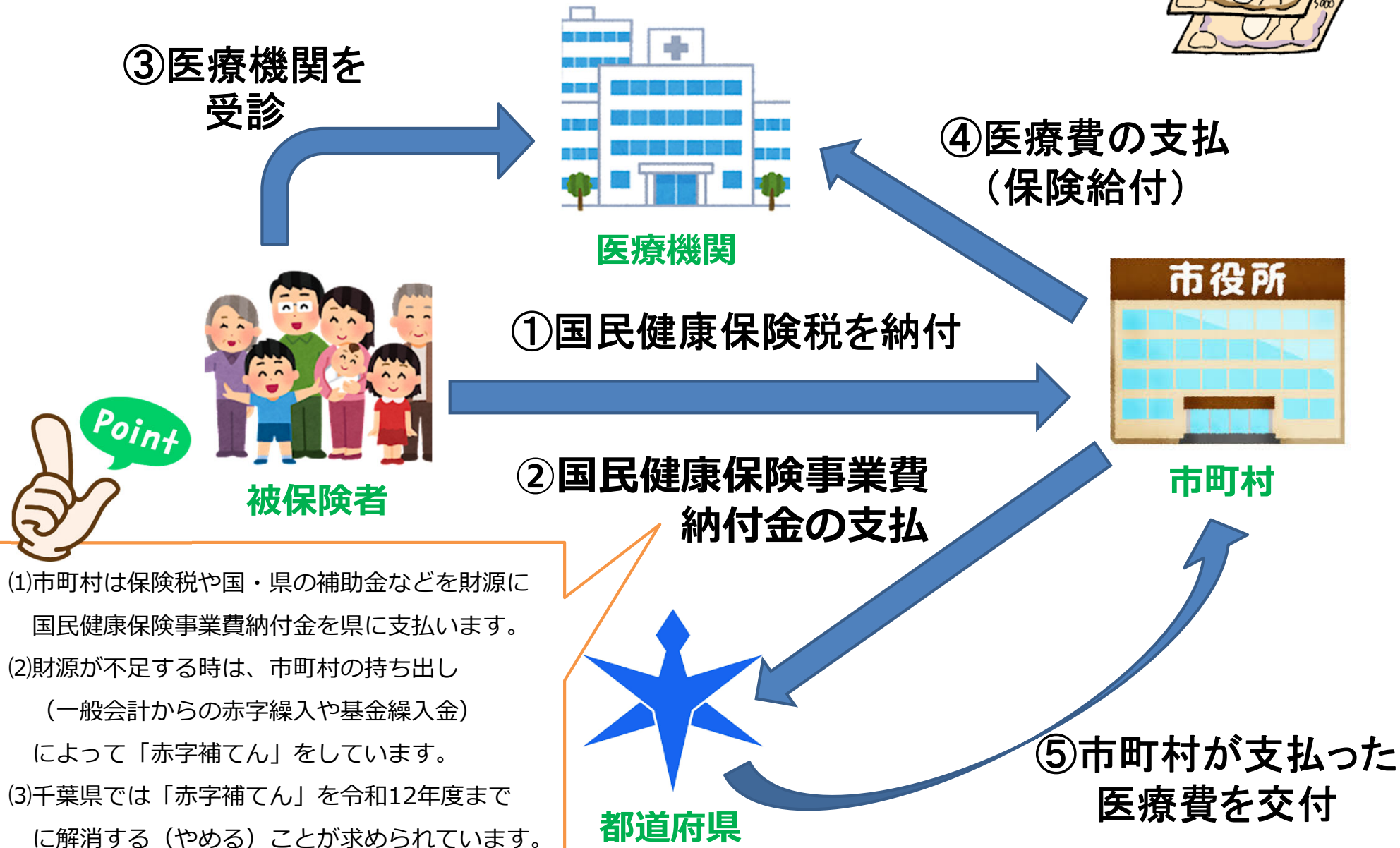
- (1) 課税限度額の引き上げについて（諮問）
- (2) 被保険者証の廃止について（報告）
- (3) 令和7年度市川市国民健康保険特別会計予算（案）について

2. 被保険者数の推移

国民健康保険の被保険者数は、社会保険の適用拡大（パート従業員の社会保険加入など）に加えて高齢者の就業率向上（国民健康保険に加入していた高齢者が就業の継続により社会保険に留まる）や「団塊の世代」の後期高齢者医療への移行などにより、ここ数年、大幅な減少が生じています。令和6年度の年間平均被保険者数は、前年度に比べて **3,374人、4.1%の減** となっています。



国民健康保険のお金の流れ・仕組み



市川市の国民健康保険税の状況

本市の国民健康保険税は近隣市と比べて、最も低額（低水準）となっています。

本市では平成27年度から9年間、保険税を据え置いてきましたが、この間、近隣市は少子高齢化の進展に伴って保険税の見直しを進めてきました。本市も継続して保険税を見直す必要に迫られています。

近隣市の国民健康保険税（料）概算額の推移

税改年度

			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	6年度の 引上げ額
【ケース1】 70歳、年金生活、単身世帯 年金収入 180万円／年 (15万円／月) 均等割・平等割5割軽減世帯 ※保険税(料)に介護保険 料を含まない(別途納付) 	市川市	税額	43,200円									45,900円		+2,700円
	千葉市	料額	50,700円	52,200円	54,100円	53,100円	55,300円	54,400円	54,600円	55,600円	57,700円	58,500円	60,100円	+1,600円
		本市との差	+7,500円	+9,000円	+10,900円	+9,900円	+12,100円	+11,200円	+11,400円	+12,400円	+14,500円	+12,600円	+14,200円	
	船橋市	料額	40,300円			41,000円		42,500円		45,000円		48,100円		+3,100円
		本市との差	-2,900円			-2,200円		-700円		+1,800円		+2,200円		
	松戸市	料額	48,000円							49,000円		53,000円		+4,000円
		本市との差	+4,800円							+5,800円		+7,100円		
	浦安市	料額	42,100円		45,700円		47,700円			50,500円		51,800円		+1,300円
		本市との差	-1,100円		+2,500円		+4,500円			+7,300円		+5,900円		
	柏市	料額	46,600円	47,400円	46,600円	46,400円		47,500円		47,200円		52,000円	54,900円	+4,800円
本市との差		+3,400円	+4,200円	+3,400円	+3,200円		+4,300円		-300円		+6,100円	+9,000円		

【ケース2】 70歳と65歳の夫婦、 年金生活世帯 年金収入 264万円／年 （22万円／月） 内訳：夫 16万円／月 妻 6万円／月 均等割・平等割5割軽減世帯 ※保険税（料）に介護保険 料を含まない（別途納付）		市川市	税額	63,000円								67,600円		+4,600円	
		千葉市	料額	72,300円	74,700円	77,900円	76,500円	79,700円	78,500円	79,000円	80,600円	83,700円	84,800円	87,400円	+1,100円
			本市との差	+9,300円	+11,700円	+14,900円	+13,500円	+16,700円	+15,500円	+16,000円	+17,600円	+20,700円	+17,200円	+19,800円	
		船橋市	料額	67,000円			68,500円		71,500円		76,500円		82,200円		+5,700円
			本市との差	+4,000円			+5,500円		+8,500円		+13,500円		+14,600円		
		松戸市	料額	72,500円							74,500円		81,900円		+7,400円
			本市との差	+9,500円							+11,500円		+14,300円		
		浦安市	料額	60,300円		66,600円		70,600円			75,800円		77,600円		+1,800円
			本市との差	-2,700円		+3,600円		+7,600円			+12,800円		+10,000円		
		柏市	料額	74,400円	75,800円	74,500円	74,300円		76,100円		75,500円		83,600円	88,300円	+8,100円
			本市との差	+11,400円	+12,800円	+11,500円	+11,300円		+13,100円		-600円		+16,000円	+20,700円	

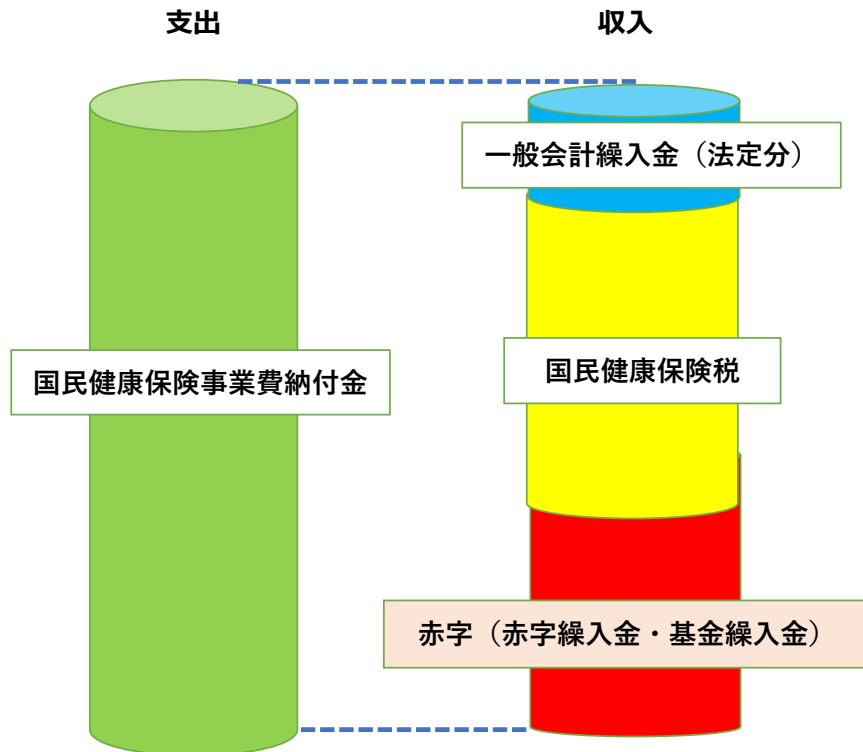
【ケース3】 40歳代、共働き夫婦と 中学生の子1人の3人世帯 世帯収入 480万円／年 （40万円／月） 内訳：夫 25万円／月 妻 15万円／月 均等割、平等割軽減なし世帯 ※保険税（料）に夫婦分の 介護保険料を含む		市川市	税額	338,200円								377,800円		+39,600円	
		千葉市	料額	383,300円	385,700円	402,700円	391,700円	401,700円	403,700円	411,000円	418,600円	429,800円	437,000円	445,800円	+7,200円
			本市との差	+45,100円	+47,500円	+64,500円	+53,500円	+63,500円	+65,500円	+72,800円	+80,400円	+91,600円	+59,200円	+68,000円	
		船橋市	料額	355,200円			359,700円		368,700円		383,700円		414,100円		+30,400円
			本市との差	+17,000円			+21,500円		+30,500円		+45,500円		+36,300円		
		松戸市	料額	386,200円							392,200円		428,900円		+36,700円
			本市との差	+48,000円							+54,000円		+51,100円		
		浦安市	料額	306,700円		334,600円		357,100円			378,500円		403,300円		+24,800円
			本市との差	-31,500円		-3,600円		+18,900円			+40,300円		+25,500円		
		柏市	料額	378,500円	394,800円	388,700円	387,900円		398,300円		396,500円		433,500円	453,400円	+37,000円
			本市との差	+40,300円	+56,600円	+50,500円	+49,700円		+60,100円		-1,800円		+55,700円	+75,600円	

市川市の現在の姿と令和12年度までに達成すべき姿

市川市は保険税水準が低いことから、毎年、多額の赤字が発生しています。
赤字原因は「国民健康保険事業費納付金」の財源不足です。県内54市町村中、赤字市町村は14市町、赤字がない市町村は40市町村となっています。（令和5年度決算）

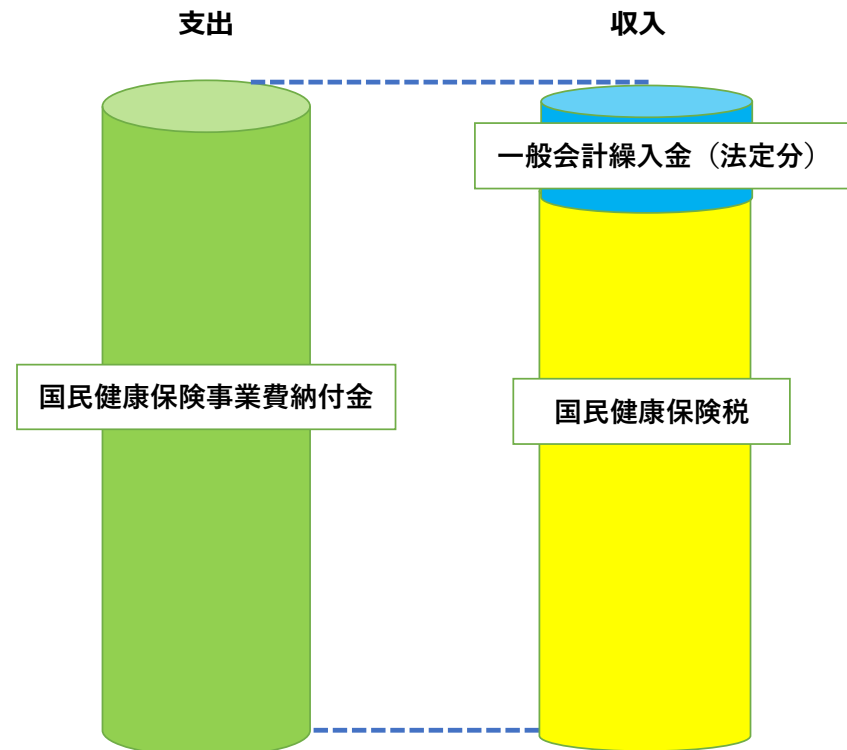
市川市の現在の姿

本市ほか県内13市町が同様



R12年度までに達成すべき姿

県内40市町村が達成済み



3. 令和6年度 国民健康保険特別会計決算

【歳出決算の特徴】

- ① 「2.保険給付費」(医療費)は、被保険者数の減少に伴い、総額では約5億円の減となっていますが
1人あたりの保険給付費(医療費)は、被保険者の高齢化や医療の高度化に伴い、年々増加しています。
- ② 「3.国民健康保険事業費納付金」は、激変緩和措置の終了に伴い、約6億円の増となっています。

歳出

(単位：百万円)

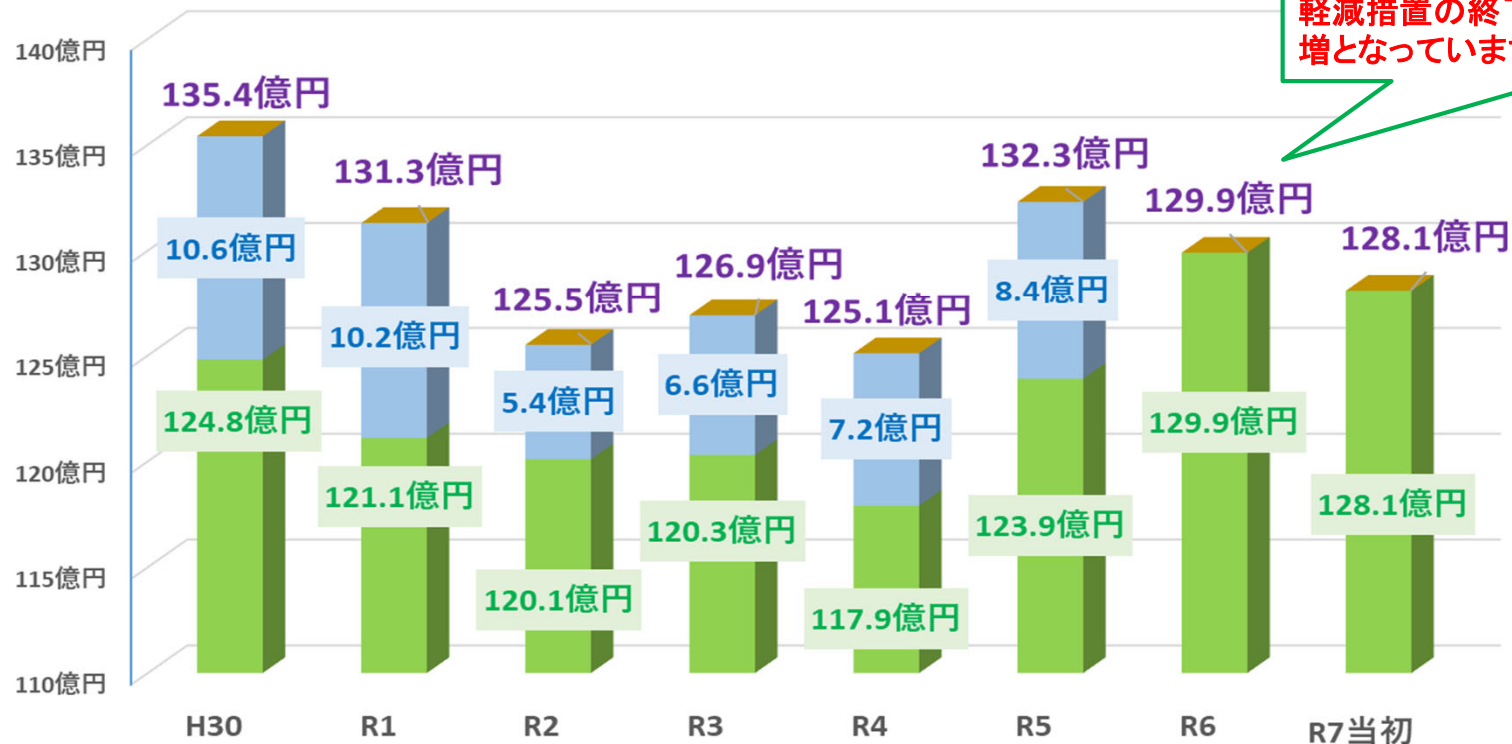
区分	令和6年度		令和5年度		対前年増減	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
1.総務費	669	1.7%	594	1.5%	75	12.6%
2.保険給付費	25,181	63.4%	25,669	64.6%	-488	-1.9%
3.国民健康保険事業費納付金	12,988	32.7%	12,391	31.2%	597	4.8%
うち医療分	8,617	21.7%	8,690	21.9%	-73	-0.8%
うち後期高齢者支援金分	3,207	8.1%	2,578	6.5%	629	24.4%
うち介護納付金分	1,164	2.9%	1,123	2.8%	41	3.7%
4.保健事業費	288	0.7%	296	0.8%	-8	-2.7%
5.その他の支出	583	1.5%	890	2.2%	-307	-34.5%
合計	39,709	100.0%	39,840	100.3%	-131	-0.3%

国民健康保険事業費納付金の激変緩和（軽減）措置

国民健康保険では、平成30年度の制度改革（国保財政運営の都道府県化）に伴い、保険税水準の低い市町村に対し国民健康保険事業費納付金の激変緩和（軽減）措置が講じられました。国は、激変緩和期間（平成30年度～令和5年度）に保険税の見直し（引き上げ）を進め、国民健康保険事業費納付金の財源確保に努めることを求めています。

市川市の国民健康保険事業費納付金の推移

■ 実納付額 ■ 激変緩和（軽減）額



紫色の金額が、市川市が負担する本来の納付金です。
令和6年度は被保険者数の減に伴い、本来の納付金額は2.4億円の減となりましたが、軽減措置の終了により実納付額は6億円の増となっています。

【歳入決算の特徴】

- ① 「1.保険税」は、保険税の見直し（引上げ）などに伴い、約6億円の増となっています。
- ② 「2.県支出金」は、歳出「2.保険給付費」（医療費）の減に連動して 約5億円の減となっています。
- ③ 「実質赤字額」（赤字補てん額）は、前年度から 約1億5千万円の減となったものの
前年度に引き続き、20億円を超える赤字（21億900万円の赤字）となっています。

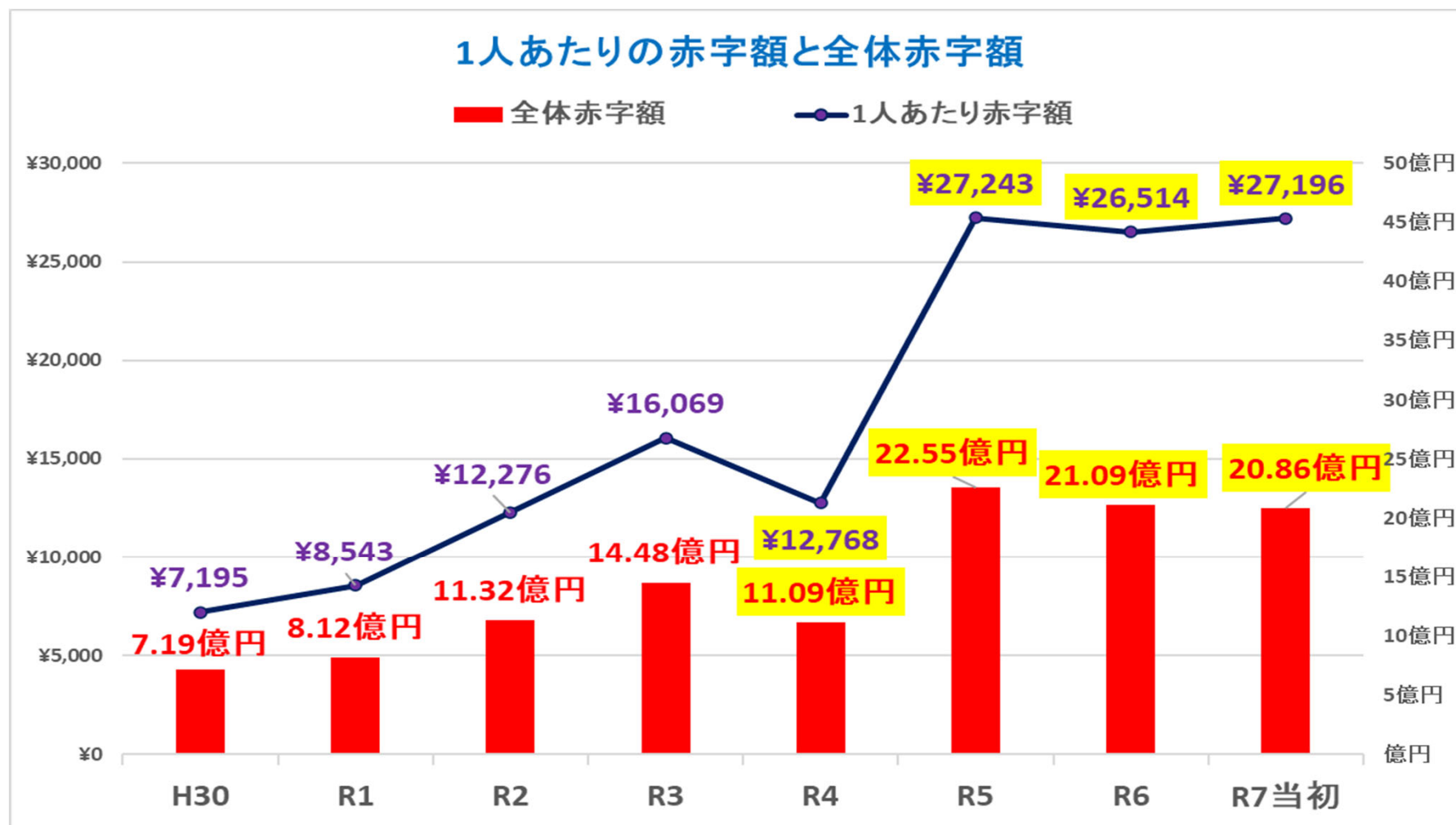
歳入

（単位：百万円）

区分	令和6年度		令和5年度		対前年増減	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
1.保険税	8,954	22.5%	8,314	20.9%	640	7.7%
2.県支出金	25,430	63.9%	25,941	65.2%	-511	-2.0%
3.繰入金	5,030	12.7%	5,380	13.5%	-350	-6.5%
うち一般会計繰入金（法定内）	2,227	5.6%	2,108	5.3%	119	5.6%
うち一般会計繰入金（法定外）	1,983	5.0%	2,332	5.9%	-349	-15.0%
うち赤字繰入 (1)	1,289	3.2%	1,315	3.3%	-26	-2.0%
うち基金繰入金 (2)	820	2.1%	940	2.4%	-120	-12.8%
（再掲）実質赤字額 (1)+(2)	2,109	5.3%	2,255	5.7%	-146	-6.5%
4.その他の収入	364	0.9%	314	0.8%	50	15.9%
合計	39,778	100.0%	39,949	100.4%	-171	-0.4%

4. 市川市国民健康保険の赤字推移と今後の見通し

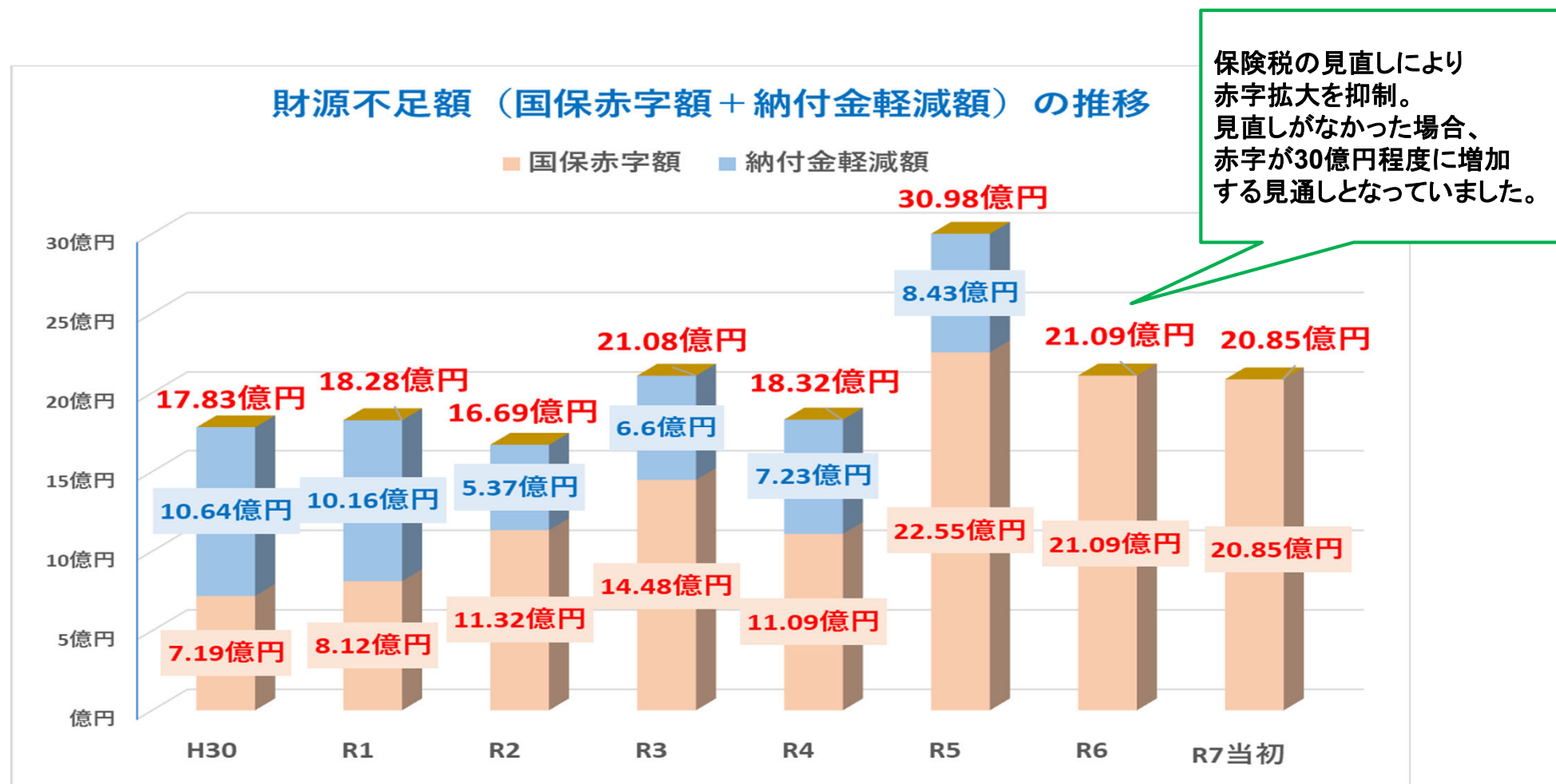
高齢化の進展による納付金の増などに伴い、赤字は年々増加。令和4年度は新型コロナによる受診控えなど関連して一時的に赤字が減少したものの、その反動により令和5年度は赤字が急拡大しました。納付金の激変緩和措置終了に伴い、**令和6年度以降も毎年20億円を超える赤字**が見込まれています。



5. 令和6年度の国民健康保険税の見直し

①見直しの背景

本市は国保制度改革前の保険税水準が低かったことから、納付金の激変緩和（軽減）措置を受けていました。
 激変緩和終了に伴い、令和6年度以降の赤字拡大が見込まれたことから、保険税を見直す必要に迫られていました。
 ※激変緩和が赤字を抑制していましたが、**本市は国保制度改革当初から20億円程度の財源不足**となっていました。



②保険税見直しの計画と結果

（計画） 保険税の見直しは、県から示される標準保険税率（納付金の納付に必要とされる税率）との乖離が大きい項目を中心としつつ、低所得世帯へ配慮するため、所得割に重点を置いた見直しとしました。赤字の更なる拡大防止を念頭に、**保険税全体で納付金軽減額相当となる7億円の増**、被保険者1人あたりでは+8,000円／年（+7%）を目安とする見直しを計画しました。

（結果） 令和6年度の課税状況（被保険者数、所得・軽減状況、課税限度額など）を用いた試算では、**旧税率と新税率の課税額の差は約7億5千万円の増で、ほぼ計画通りの見直し結果**となりました。被保険者1人あたりでは、被保険者の所得額向上や課税限度額の引上げなども相まって+12,695円／年（+10.8%、旧税率117,500円／年→新税率130,195円／年）となりました。

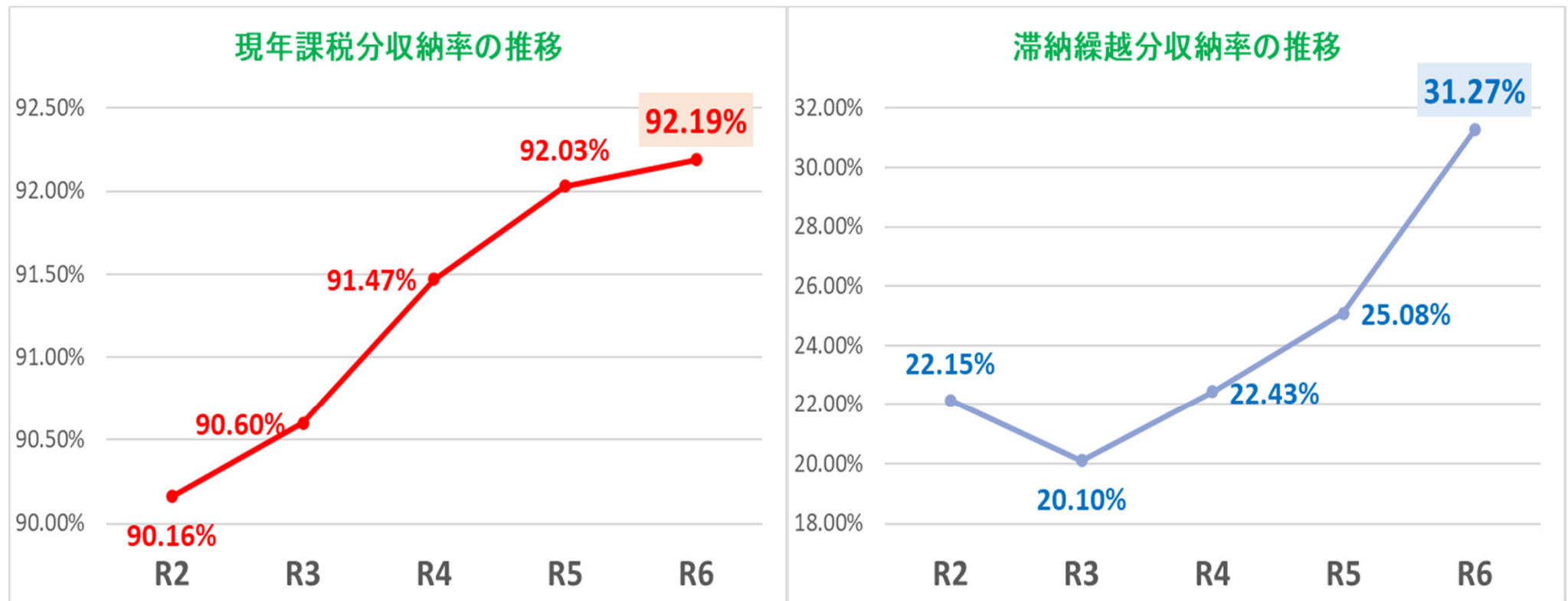
区 分 (対 象)	医療給付分 (国保に加入する全ての人)			後期高齢者支援金分 (国保に加入する全ての人)			介護納付金分 (40歳以上65歳未満の人)		
	改正前	改正後	改正による効果	改正前	改正後	改正による効果	改正前	改正後	改正による効果
所得割 (加入者の所得に対して)	7.30%	7.50%	+1億706万円	1.45%	1.90%	+2億7,823万円	1.50%	2.05%	+1億2,615万円
均等割額 (加入者1人あたり)	12,000円	12,000円	—	6,800円	8,800円	+1億6,260万円	10,800円	13,600円	+8,134万円
平等割額 (1世帯あたり)	20,400円	20,400円	—	—	—	—	—	—	—
小計			+1億706万円			+4億4,083万円			+2億749万円
合計	+7億5,538万円								

6. 国民健康保険税の収納状況

① 収納率

保険税の徴収強化により、現年課税分・滞納繰越分とも収納率は年々向上しています。

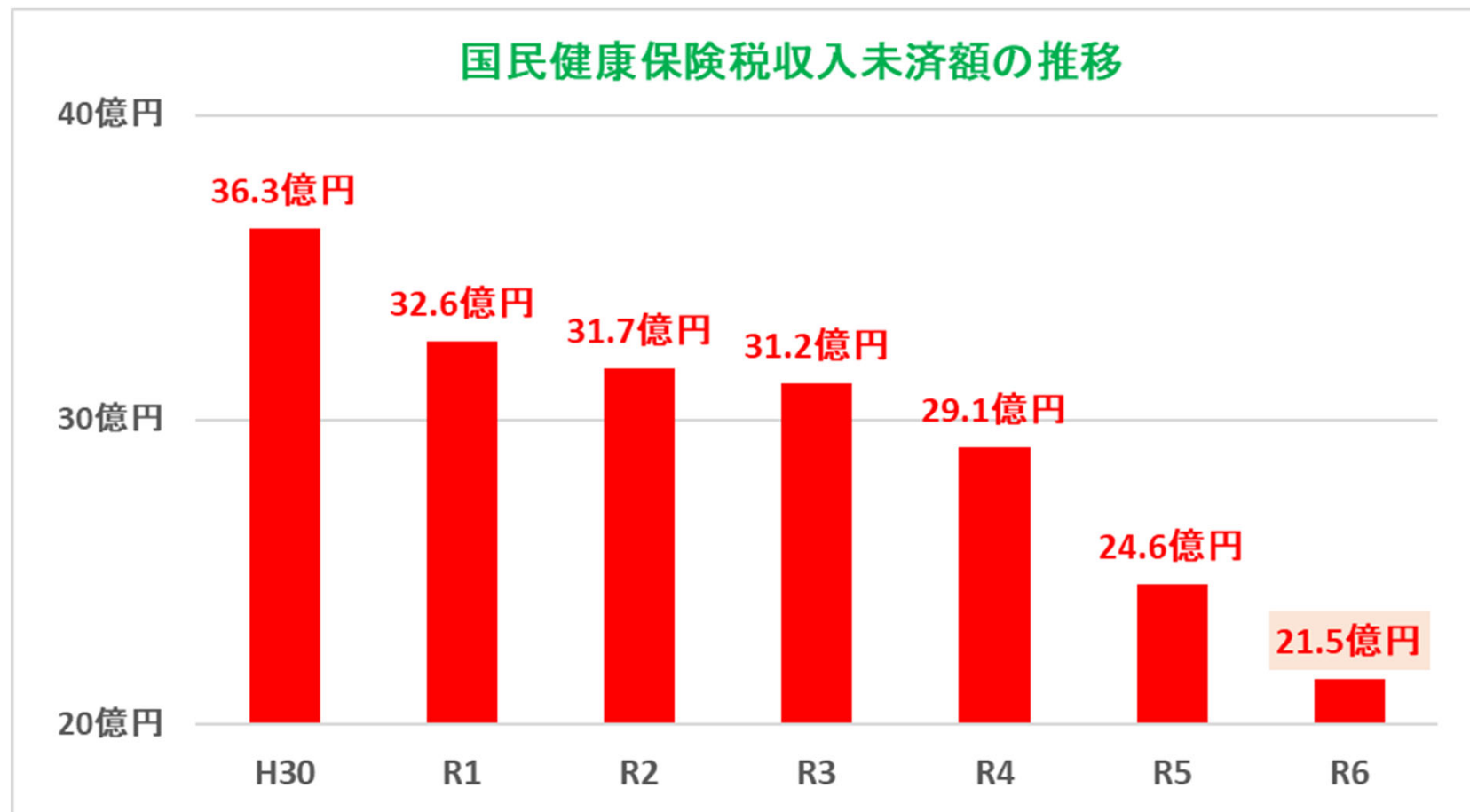
保険税を払える資力がありながら納付しない世帯には預貯金・給与の差押など厳しい姿勢で臨む一方、生活困窮世帯には状況に応じて徴収猶予や滞納処分の停止、減免など法律に基づく対応を図りました。



②収入未済額の推移

保険税の徴収強化による収納率向上や生活困窮世帯に対する法律に基づく適切な対応により保険税の収入未済額は年々減少しています。

前年度との比較で、令和5年度は4億5千万円、令和6年度は3億1千万円の減となっています。今後も徴収強化や生活困窮世帯への適切な対応を進め、可能な限り早期の滞納解消に努めます。



7. 国民健康保険に関する市の体制

組織改正により、令和7年度以降の国民健康保険に関する市の体制が下記の通り整理されました。

- ①国民年金課が国民健康保険課に統合され、課名が国保年金課に変更。
- ②国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の徴収事務が国民健康保険課から納税・債権管理課へ移管。
- ③特定健康診査、特定保健指導などは引き続き、保健センター・健康支援課が担当。

